

□阪神・淡路大震災の復興及び今後の取組みについて

建設省大臣官房政策課

阪神・淡路大震災より2年近く経過したが、建設省においても被災地の一日も早い復旧・復興のためこれまで様々な措置を講じてきたところである。

本論では、これまでの復興の取組状況及び今後の復興の取組方針について論じることとする。

1 これまでの取組状況(平成9年1月1日現在)

1 復旧対策等

(1) 道路

○地震発生直後、高速自動車国道、阪神高速道路、一般国道で27路線36区間あった交通止め区間については、一般車両ないしは緊急車両用として逐次交通開放を行い、平成8年9月30日の阪神高速3号神戸線の一部区間(深江～武庫川)の供用をもって全て復旧を完了。

(2) 河川

○直轄管理する河川については、淀川等4河川の32箇所被災したが、平成8年3月31日までに全ての箇所において本復

旧工事を完了。

2 被災者向け住宅確保対策

(1) 公的供給住宅の供給

○「ひょうご住宅復興3力年計画」における被災者向け公的住宅の計画戸数77,000戸(3力年の新規建設計画戸数11万戸の70%)について、平成8年度当初予算までの措置で約9.5割(約73,000戸)に着手。

○このうち、約65,500戸分の用地を確保し、約42,700戸着工済み。

○良質な住宅の大量建設を図るため、各事業者共通の設計方針、標準設計を策定。

○被災者住宅対策の拡充(6月20日関係省庁で合意、総理に報告)

・公営住宅の新規整備戸数約7千戸増加、公営住宅の震災前着工分・空家の活用等計約3万9千戸確保

・家賃低減対策(40㎡程度の住宅の場合)従来:3万円程度→今回:最低で6千円程度(実施期間5年間)

(2) 個人の自力による住宅の再建、取得、補修の支援

○通常融資と比べて低利の住宅金融公庫

の災害復興貸付制度等により支援。

(金利:3.0%)

- ・国の支援に特別の利子補給により実質的な金利負担を軽減(当初5年間0.5%分。実質3.0%→2.5%)
- ・県の基金による利子補給(当初5年間2.5%分等(実質2.5%→無利子))
- ・申込実績:約44,200件(平成8年11月末現在)

3 被災地域の再生等のための面的整備事業の推進

(1) 土地区画整理事業(被災市街復興推進地域13地区(約251ha)等)

○事業計画の決定へ向けての取組状況

- ・新長田・鷹取地区の一部(神戸市),築地地区(尼崎市)をはじめ11地区について事業計画案の地元住民との協議がまとまり事業計画決定。
- ・その他の地区では,8年度内を目途に決定予定。

○仮換地指定へ向けての取組状況

- ・新長田・鷹取地区の一部(神戸市)等において,被災者の生活再建を可能とするための仮換地指定を実施し,工事に着手。
- ・その他の事業計画の決定がなされた地区でも,仮換地指定の準備中。

(2) 市街地再開発事業(被災市街地復興推進地域6地区(約38ha)等)

○事業計画の決定へ向けての取組状況

- ・宝塚駅前地区(花のみち地区)(宝塚市),六甲道駅南地区の一部(神戸市)をはじめ5地区について事業計画決定。
- ・事業計画の決定がなされた地区においては,早期の建築物の着工を目指し,地

元権利者と管理処分計画について協議中。

(3) 住宅市街地総合整備事業(15地区,約1,180ha)

- ・東部新都心周辺地区では,日出町ブロック(神戸製鋼跡地)において,住宅市街地復興のモデルとなる快適で安全な住宅街区の形成と被災者等に対する公共住宅の整備に着手。

4 幹線道路等の整備の推進

高度に市街化の進んだ阪神地域の交通の円滑化はもとより,緊急時における交通の高速化,代替性を確保するため,格子型高規格道路網等の整備を推進。

また,緊急輸送道路や広域迂回路の一部を形成する幹線道路等及び避難路ネットワークや災害危険市街地における緊急活動を支援する路線等の整備を推進。

5 防災性向上のための根幹的公共施設の整備

(1) 防災拠点となる都市公園等の整備

○広域防災拠点,地域防災拠点となる都市公園等の整備について88箇所を実施。特に,広域防災拠点として位置付けられている県立三木総合防災公園の用地買収を促進。

○市街地の遊休地・未利用地を機動的に買収し,地区全体の防災性を強化するグリーンオアシス緊急整備事業については,平成7年度第二次補正予算から補助制度を創設し,神戸市等において14地区で実施。

(2) 土砂災害対策

○二次災害の防止や避難路、避難地の安全確保等に資する土砂災害対策及び六甲山麓部において土砂災害に対する安全性を高め緑豊かな都市環境と景観の創出等に資する「都市山麓グリーンベルト」の整備を258箇所(砂防173箇所,地すべり27箇所,急傾斜地58箇所,グリーンベルト1地区)において実施。

6 公共施設の耐震性の向上

○道路の橋梁補強

平成7年度から3箇年で、高速自動車国道、阪神高速道路、一般国道等の緊急度の高い橋梁について、震災被害を踏まえ橋脚等の所要の補強対策を概成。

このうち、阪神高速道路については、全橋脚(約4,800基)を対象に補強対策を実施することとしており、平成7年度に約1,650基について補強対策事業に着手済み。さらに、平成8年度は約1,850基について補強対策事業に着手予定。

II 今後の復興の取組方針

今後の被災地域の復興の取組方針については、平成7年7月28日に決定された「阪神・淡路地域の復興に向けての取組方針」を十分に踏まえ、予算編成過程において検討することとされており、今後、同「取組方針」に基づく復興特別事業についての調整を進め、復興対策の円滑な推進に充分配慮するものとする。

1 被災者向け住宅確保対策

・「ひょうご住宅復興3カ年計画」等の着実な推進を図るため、災害復興公営住宅、災害復興準公営住宅、公団・公社住宅等の公的供給住宅について、引き続き必要事業費の確保によりその推進を支援する。

2 被災地域の再生等のための面的整備事業の推進

・被災市街地復興推進地域等の再生、被災者のための住宅供給及び新都市核の整備のため、土地区画整理事業、市街地再開発事業、住宅市街地総合整備事業、密集住宅市街地整備促進事業及び住宅地区改良事業等を推進。

3 幹線道路等の整備推進

・格子型幹線道路ネットワークを構成する高規格幹線道路等

高度に市街化の進んだ阪神地域の交通の円滑化、緊急時における交通の高速化、代替性を確保するため、格子型幹線道路ネットワークを構成する高規格幹線道路等の整備を推進。

・格子型幹線道路ネットワークを補完する一般道路

緊急輸送道路や広域迂回路の一部を形成する幹線道路等及び避難路や災害危険市街地における緊急活動を支援する路線等の整備を推進。

4 防災性向上のための根幹的公共施設の整備

・広域防災拠点、地域防災拠点となる都

市公園について、用地取得の促進及び備蓄倉庫を始めとする災害応急対策施設の整備等を推進。

- ・二次災害の防止や避難路、避難地の安全確保等に資する土砂災害対策の推進及び六甲山麓部において土砂災害に対する安全性を高め緑豊かな都市環境と景観の創出等に資するグリーンベルトの整備を推進。
- ・緊急時の消火用水、生活水の取水等のための水へのアクセスを確保する河川整備及び防災拠点、広域防災帯として機能する道路・河川・海岸の整備を推進。

5 公共施設の耐震性の向上

- ・震災被害を踏まえ、緊急度の高い橋梁について、橋脚及び落橋防止装置等の所要の補強対策を推進。
- ・新耐震基準に基づく下水道施設の改築・更新等及び災害発生時の下水道の機能維持のための下水道施設のネットワーク化を推進。
- ・ゼロメートル地帯等における海岸堤防及び砂防設備の補強

6 災害に強いライフライン共同収容施設の整備

- ・電気、電話、ガス、水道等のライフラインの安全性・信頼性の向上等を図るため、一般国道2号等において、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝を整備。

7 緊急時の消火・生活用水等の確保対策

- ・下水処理水等の活用のための高度処理施設等の整備を推進
- ・生活水の安定的供給や緊急時における消火用水等の供給が早期に可能となるダムの整備を推進。

8 情報通信基盤の整備

- ・災害時に迅速かつ的確に災害情報等を収集、関係機関に伝達するとともに、道路利用者等への情報提供に資する道路・河川情報通信基盤の整備を推進。